

平成25年 5月 7日
第2486号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 個人情報保護条例に基づく県出資法人の指定を受けた法人の名称変更（215・総務課）…………… 1
- 情報提供を推進すべき法人の名称変更（216・総務課）…………… 1
- 情報提供を推進すべき法人の変更（217・総務課）…………… 2
- 情報公開を推進すべき法人の名称変更（218・総務課）…………… 2
- 産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請（219・環境整備課）…………… 2
- 道路区域の変更（220・鹿角地域振興局建設部）…………… 3
- 道路区域の変更（221・仙北地域振興局建設部）…………… 3

公 告

- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（北秋田地域振興局農林部）…………… 4
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更等の認可申請を適当とする旨の決定（山本地域振興局農林部）…………… 4

告 示

秋田県告示第215号

秋田県個人情報保護条例（平成12年秋田県条例第138号）第4条第2項に規定する県が出資する法人のうち知事が定めるものについて、次のとおり名称の変更があったので、事業者が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成13年秋田県規則第4号）第2条の規定に基づき、その名称を告示する。

平成25年 5月 7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

変 更 前 の 名 称	変 更 後 の 名 称
財団法人秋田県総合公社	一般財団法人秋田県総合公社
財団法人秋田県国際交流協会	公益財団法人秋田県国際交流協会
財団法人あきた移植医療協会	公益財団法人あきた移植医療協会
社団法人秋田県農業公社	公益社団法人秋田県農業公社
社団法人秋田県青果物価格安定基金協会	公益社団法人秋田県青果物基金協会
財団法人秋田県木材加工推進機構	公益財団法人秋田県木材加工推進機構
財団法人秋田県林業公社	公益財団法人秋田県林業公社
財団法人秋田県建築住宅センター	一般財団法人秋田県建築住宅センター

秋田県告示第216号

秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則（平成13年秋田県規則第85号）第1条第1項の規定の適用を受ける法人について、次のとおり名称の変更があったので、同条第2項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成25年 5月 7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

変 更 前 の 名 称	変 更 後 の 名 称
財団法人秋田県総合公社	一般財団法人秋田県総合公社
財団法人秋田県国際交流協会	公益財団法人秋田県国際交流協会
財団法人あきた移植医療協会	公益財団法人あきた移植医療協会
社団法人秋田県農業公社	公益社団法人秋田県農業公社
社団法人秋田県青果物価格安定基金協会	公益社団法人秋田県青果物基金協会

財団法人秋田県木材加工推進機構
財団法人秋田県林業公社
財団法人秋田県資源技術開発機構
財団法人秋田県建築住宅センター

公益財団法人秋田県木材加工推進機構
公益財団法人秋田県林業公社
一般財団法人秋田県資源技術開発機構
一般財団法人秋田県建築住宅センター

秋田県告示第217号

次の法人は、秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則（平成13年秋田県規則第85号）第1条第1項の規定の適用を受けなかったこととなったので、同条第2項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成25年5月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

法人の名称

秋田アトリオンビル株式会社
財団法人秋田県学校保健会

秋田県告示第218号

秋田県情報公開条例第四章に規定する法人の範囲を定める規則（平成13年秋田県規則第85号）第2条第1項の規定の適用を受ける法人について、次のとおり名称の変更があったので、同条第2項において準用する同規則第1条第2項の規定に基づき、その名称を告示する。

平成25年5月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

変 更 前 の 名 称	変 更 後 の 名 称
財団法人秋田県総合公社	一般財団法人秋田県総合公社
財団法人秋田県国際交流協会	公益財団法人秋田県国際交流協会
財団法人あきた移植医療協会	公益財団法人あきた移植医療協会
社団法人秋田県農業公社	公益社団法人秋田県農業公社
社団法人秋田県青果物価格安定基金協会	公益社団法人秋田県青果物基金協会
財団法人秋田県木材加工推進機構	公益財団法人秋田県木材加工推進機構
財団法人秋田県林業公社	公益財団法人秋田県林業公社
財団法人秋田県建築住宅センター	一般財団法人秋田県建築住宅センター

秋田県告示第219号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第4項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請について次のとおり告示し、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設に係る設置を行うことが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類（以下「申請書等」という。）を縦覧に供する。

なお、同法第15条第6項の規定により、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境の保全上の見地からの意見書を知事に提出することができる。

平成25年5月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

- (1) 名称 秋田県
- (2) 住所 秋田市山王四丁目1番1号
- (3) 代表者の氏名 秋田県知事 佐 竹 敬 久

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

能代市河戸川字西山下5番1の地先公有水面

3 産業廃棄物処理施設の種類

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第14号に掲げる産業廃棄物の最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

燃え殻、ばいじん（これらの産業廃棄物のうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- 5 申請年月日 平成25年4月9日
6 申請書等の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 能代市御指南町1番10号
秋田県山本地域振興局福祉環境部

イ 能代市上町1番3号
能代市役所行政情報コーナー（市役所第1庁舎1階）

- (2) 縦覧期間 平成25年5月7日から同年6月6日まで（土曜日及び日曜日を除く。）

- (3) 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで

7 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成25年6月20日

- (2) 提出先 6(1)に同じ

秋田県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成25年5月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	大館十和田湖線	鹿角郡小坂町小坂字坂ノ上88番2から字鯉沢9番4まで	8.30~17.80	0.740
	新	大館十和田湖線	〃	11.30~23.80	0.740

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 鹿角地域振興局建設部用地課

- (2) 期間 平成25年5月7日から同月20日まで

秋田県告示第221号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成25年5月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	神岡南外東由利線	A 大仙市南外字下湯ノ又98番3から字湯ノ又40番3まで	18.00~23.00	0.080
			B 大仙市南外字湯ノ又41番4地内	9.14~10.43	0.002
	新	神岡南外東由利線	大仙市南外字下湯ノ又98番3から字湯ノ又40番3まで	18.00~23.00	0.080

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 仙北地域振興局建設部用地課

- (2) 期間 平成25年5月7日から同月20日まで

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、合川町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月7日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

北秋田市下杉字狐森10番地	木 村 悦 郎
〃 新田目字屋布岱59番地	斎 藤 東一郎
〃 道城字屋布岱16番地	松 橋 亮 悦
〃 川井字屋布岱58番地	佐 藤 昌 明
〃 羽根山字屋布岱4番地1	松 岡 利 夫
〃 増沢字沼の上13番地3	奈 良 吉五郎
〃 芹沢字屋布下66番地1	土濃塚 謙一郎
〃 三里字屋布岱56番地	福 岡 昌 樹
〃 上杉字上屋布岱39番地	工 藤 恭 一
〃 八幡岱新田字八幡岱41番地	村 岡 洋 治

2 就任理事の住所及び氏名

北秋田市福田字福田6番地	鈴 木 勲
〃 道城字田の上24番地	小 林 均
〃 三里字屋布岱56番地	福 岡 昌 樹
〃 川井字屋布岱58番地	佐 藤 昌 明
〃 三木田字三木田86番地	三 浦 淳 蔵
〃 羽根山字屋布岱4番地1	松 岡 利 夫
〃 増沢字沼の上13番地3	奈 良 吉五郎
〃 芹沢字屋布下66番地1	土濃塚 謙一郎
〃 上杉字上屋布岱39番地	工 藤 恭 一
〃 李岱字李岱193番地1	木 村 正 三
〃 下杉字小堤41番地	高 橋 正 司
〃 鎌沢字雪田岱156番地	杉 渕 政 和
〃 木戸石字東屋布岱4番地1	中 村 義 徳
〃 八幡岱新田字八幡岱41番地	村 岡 洋 治

3 退任監事の住所及び氏名

北秋田市福田字福田6番地	鈴 木 勲
〃 上杉字上屋布岱23番地1	関 富五郎
〃 木戸石字東屋布岱10番地	藤 嶋 宏 幸
〃 三里字屋布岱91番地	福 岡 幸 悦

4 就任監事の住所及び氏名

北秋田市上杉字上屋布岱23番地1	関 富五郎
〃 新田目字屋布岱59番地	斎 藤 東一郎
〃 木戸石字東屋布岱10番地	藤 嶋 宏 幸
〃 鎌沢字新屋布48番地	加 藤 寿

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、能代市種土地改良区からなされた新たな土地改良事業（維持管理事業）の施行に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年5月7日

秋田県副知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（維持管理事業）計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成25年5月8日から同年6月4日まで
- 3 縦覧場所 能代市二ツ井地域局環境産業課